

台灣大法廷決定「法人の非財産的損害賠償請求権」について

台湾の民法第 195 条では、「他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を不法に侵害した場合、又はその他の人格の法益を不法に侵害し、その状況が重大である場合、被害者は、財産上の損害でなくとも、相当な金額の賠償を請求することができる。また、名誉を侵害された者は、名誉を回復するための適切な処分を請求することができる。」と定められている。この条文は、人格権の保護を具体化した規範であり、人格の法益が侵害された際には、財産的損害でなくても損害賠償を請求できることを明定するものである。

この条文の解釈について、過去の見解の多くは、「非財産的損害」とは「精神的苦痛に対する慰謝料」に限定されるとしており、法人は法に基づき設立され法人格を付与された権利主体であることから、精神的苦痛を感じることはないため、非財産的損害賠償は請求できないとされていた¹。この見解により、法人は名誉や信用を侵害され、金銭では測れない損害を被ったとしても、実質的な救済を得ることが困難な状況にあった。

これに対し、最高裁判所は 2025 年 6 月 20 日、112 年度台上大字第 544 号民事大法廷決定²において、名誉や信用といった人格権は自然人だけのものではなく、法人もまたこれを享有すべきであると認めた。さらに、非財産的損害は慰謝料に限定されるものではなく、客観的な金銭的評価ができないその他の損害も含まれるとして、法人の人格権を保障するため、法人が非財産的損害賠償を請求し得ることを肯定した。

本稿は、当該決定の理由を説明するとともに、関連する日本の判例を簡潔に紹介する。

一、大法廷決定の理由

今回の大法廷決定では、いくつかの側面から非財産的損害賠償の範囲が再定義された。以下のとおり説明する。

¹ 62 年台上字第 2806 号判例を参照。

² 決定全文は下記サイトを参照。（最終閲覧日：2025 年 6 月 24 日）

<https://tps.judicial.gov.tw/tw/dl-163313-d9d3b7869c5845eeb0356252b9613a2c.html>

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

まず、社会形態の変化という観点から、民法第18条及び第195条の立法時の社会状況を鑑みれば、非財産的損害を精神的苦痛に対する賠償に限定することは、合理的であったと言える。しかし、社会生活と取引形態が日々多様化する中、過去の立法背景は現状に即さないものとなっている。特に、法人の経営形態が次第に国際化・多様化するにつれて、法人の名誉や信用が一度侵害されると、その損害の程度は従来よりもはるかに大きなものとなり、時にはその設立目的の実現すら危うくする可能性がある。こうした背景から、法人の人格権への保障はますます重要となっている。諸外国の法規や判例を見てみると、台湾民法第18条が継承したスイス債務法では、既に法人の非財産的損害賠償請求を認めており、日本、フランス、ポーランド、EU等の判決もこれを肯定している。このように、法人の非財産的損害賠償請求を認める見解は、すでに世界の潮流となりつつあるといえる。

次に、台湾の現行規定から見れば、民法第514-8条では、旅行客が旅行時間の損失について旅行業者に対し相当額の金銭賠償を請求できることを認めているが、その立法理由は、これを非財産的損害賠償とみなしつつも、精神的苦痛を要件とはしていない。これは、台湾の法律が既に非財産的損害の範囲を拡大しており、精神的苦痛は非財産的損害賠償の一つの様態に過ぎないことを明確に示している。大法廷決定では、さらに民法第18条第2項を解釈の根拠とし、慰謝料は確かに精神的苦痛を慰謝する金銭的賠償を指すものの、同条にいう「損害賠償」は解釈上、財産的損害賠償、及び慰謝料以外の非財産的損害賠償も同時に含み得るとした。

以上のことから、法人は感情的な認知能力を持たず、精神的苦痛を感じることはないものの、法人が法によって設立され、権利を享受し義務を負う組織体である以上、その設立目的を円満に達成できるよう、法は法人格に完全な人格権の保護を与えなければならない。したがって大法廷の最終決定は、法人の名誉又は信用が侵害され、かつ、その設立目的に重大な影響が及んだ場合には、第195条の規定、又は第227-1条において準用する第195条の規定により、相当額の金銭賠償を請求することを認めるべきであるとした。

二、日本判例の見解

日本の民法第710条では、他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならないことが規定されている。法人がこの規定に基づき名誉権の侵害による非財産的損害賠償を請求できるかという点について、過去の見解では、財産的損害と非財産的損害とはそれぞれ物質的損害と精神

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

的損害に分けられ、法人は精神的苦痛を感じられない以上、非財産的損害賠償を請求することはできないとされていた。

しかし、日本の最高裁判所は、昭和 39 年の判例において、「法人の非財産的損害」について肯定する見解を示している³。この判例では、「財産的損害賠償」と「非財産的損害賠償」について、前者は具体的な財産上の利益の損失を数理的に算定できる有形の損害を指し、後者は実際の利益損失としては計算できず、裁判所により各般の状況を総合的に斟酌した後、加害者に相当額の賠償を判定する無形の損害を指した。

判例はさらに、精神的苦痛を賠償する慰謝料は、確かに非財産的損害賠償の典型例ではあるものの、条文の文言解釈からみれば、非財産的損害が精神的苦痛に限定されるとは推論できないと示している。そして、民事責任の本来の目的が損害の填補にある以上、被害者が行為者（加害者）の不法行為によって損害を受け、かつ当該利益が社会通念上保護されるべきものであれば、その損害は填補されるべきであり、被害者が自然人か法人か、或いは精神的苦痛を感じ得るか否かは、問題の本質ではないと指摘した。この判例の核心的な見解は、今回の台湾の大法廷決定と類似しており、非常に参考価値が高いと言えよう。

三、結論

今回の大法廷決定は、長年の見解の対立を終結させ、法人により完全な人格権の保障を与えるものとなった。今後、企業はその経営の過程において、他人の不法行為や債務不履行によりその名誉や信用に関する人格権が侵害され、設立目的の達成に重大な影響を及ぼし、かつ、客観的に金銭で算出することが困難な損害を被った場合、自身の権利利益を確保するため、関連規定に基づき非財産的損害賠償を請求することが可能となった。

³ 「最判昭和 39 年 1 月 28 日・民集第 18 卷 1 号 136 頁」を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。